

質問

メンタルヘルスケアの取組は



小田川 謙一 議員

町長 町の指針に従い対応する

質問 長時間労働職員への対応指針は。

町長 月時間外労働時間が45時間を超えた職員については、所属課長に対象職員を通知し、健康状態への留意や適切な労務管理を行うなど必要な措置を行う。月時間外労働時間が80時間を超えた職員に

は、所属課長による面談を実施し業務の進捗状況、他の職員との協力体制について聞き取りを行い、

また、複数月の時間外労働が100時間を超えた職員、または複数月の時間外労働時間の平均が80時間を超えた職員には産業医による面談指導を行うこととしている。



臨床心理士による面談

4月、5月において極端に長時間労働をされた職員には、心身の保全に対する対応は具体的にどのような行われたのか。

質問 4月、5月において極端に長時間労働をされた職員には、心身の保全に対する対応は具体的にどのような行われたのか。

町長 町の長時間労働職員への対応指針に従って、6月に産業医による面談が実施され、総務課に意見書を頂いた。その意見書を基に所属課長に対して内容を報告するとともに必要な措置を行うよう伝えた。

質問 総務省の調査によればメンタルヘルス対策が自治体の規模や種類によって

整備状況が大きく異なることが明確になった。この状況に対する町長の認識は。

町長 自治体の規模に関係なく実施すべきであると考え。一方で財政基盤の脆弱な小規模自治体においては十分な対策が取り難いのも事実である。管理職による定期的な面談の実施、職員それぞれに対するメンタルヘル

ス研修、臨床心理士による毎月の相談窓口の設置、全職員を対象としたストレスチェックの実施等、今後もしっかりと取り組んで行く。

その他の質問

・官民協働による持続可能な、まちづくりに向けて
・部活動の地域移行に対する考え方は



ストレスチェックリスト